



栃木県公報

令和7(2025)年
1月10日(金)
第568号

目次

告 示

○栃木県一般会計補正予算	5
○栃木県一般会計補正予算等	7
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	16
○地籍調査の成果の認証	17
○都市計画事業計画の変更認可	17
○事業の認定	17

公 告

○公共測量の実施	19
○公共測量の終了	20
○都市計画決定図書の写しの縦覧	20

告 示

栃木県告示第5号

令和6年度栃木県一般会計補正予算(第5号)については、令和6(2024)年12月26日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和7(2025)年1月10日

栃木県知事 福田 富一

令和6年度栃木県一般会計補正予算(第5号)

今回の補正予算は、移住支援金や奨学のための給付金の支給に要する経費の追加計上等を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、1億5,455万円の増額となり、既定予算が9,453億4,074万円であったので、補正後の予算総額は、9,454億9,529万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

1 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	257,000,000		257,000,000
2 地方消費税清算金	102,328,000		102,328,000
3 地方譲与税	41,100,000		41,100,000
4 地方特例交付金	7,300,000		7,300,000
5 地方交付税	148,100,000		148,100,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	3,557,492		3,557,492
8 使用料及び手数料	10,056,213		10,056,213
9 国庫支出金	98,352,678	72,266	98,424,944

10	財 産 収 入	1,596,741		1,596,741
11	寄 附 金	60,786		60,786
12	繰 入 金	39,642,773		39,642,773
13	繰 越 金	1,912,957	82,284	1,995,241
14	諸 収 入	166,282,100		166,282,100
15	県 債	67,451,000		67,451,000
	合 計	945,340,740	154,550	945,495,290

2 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 議 会 費	1,468,111		1,468,111
2 総 務 費	42,440,712	62,250	42,502,962
3 民 生 費	113,940,580		113,940,580
4 衛 生 費	75,291,020		75,291,020
5 労 働 費	2,082,523		2,082,523
6 農 林 水 産 業 費	39,485,284		39,485,284
7 商 工 費	156,853,192		156,853,192
8 土 木 費	82,998,105		82,998,105
9 警 察 費	46,466,883		46,466,883
10 教 育 費	179,017,691	92,300	179,109,991
11 災 害 復 旧 費	2,577,742		2,577,742
12 公 債 費	98,347,697		98,347,697
13 諸 支 出 金	103,871,200		103,871,200
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	945,340,740	154,550	945,495,290

3 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	196,192,023		196,192,023
2 公 共 事 業 費	58,944,402		58,944,402
3 建 設 事 業 費	64,132,552		64,132,552
4 公 債 償 還 費	98,347,697		98,347,697
5 主 要 義 務 費	140,000,197		140,000,197
6 税 交 付 金 等	103,871,200		103,871,200
7 一 般 行 政 費	104,418,900	154,550	104,573,450
8 受 託 事 務 費	2,352,367		2,352,367

9 県単補助金	18,462,027		18,462,027
10 県単貸付金	150,623,603		150,623,603
11 災害復旧費	2,502,081		2,502,081
12 直轄事業負担金	5,493,691		5,493,691
合計	945,340,740	154,550	945,495,290

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
[総合政策部] 1 移住支援金交付事業費	62,250	わくわく地方生活実現政策パッケージを活用した移住支援に要する経費の補正 (補正前) 319,025 → (補正後) 381,275
[教育委員会事務局] 2 奨学のための給付金 (公立) 事業費	92,300	授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした、高校生等がいる低所得世帯に対する奨学のための給付金に要する経費の補正 (補正前) 405,464 → (補正後) 497,764

栃木県告示第6号

令和6年度栃木県一般会計補正予算(第6号)等については、令和6(2024)年12月26日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和7(2025)年1月10日

栃木県知事 福田 富一

1 令和6年度栃木県一般会計補正予算(第6号)

今回の補正予算は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に呼応し、物価高騰による家計負担の軽減をはじめとして、中小企業者や農業者、交通事業者等に対する支援を行うとともに、防災・減災及び国土強靱化に向けた公共事業の速やかな執行を図るなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じるものである。また、去る10月16日付けの人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定等に要する経費を計上することとして編成したものである。

補正予算の総額は、480億3,028万円の増額となり、既定予算が9,454億9,529万円であったので、補正後の予算総額は、9,935億2,557万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	257,000,000		257,000,000
2 地方消費税清算金	102,328,000		102,328,000
3 地方譲与税	41,100,000		41,100,000
4 地方特例交付金	7,300,000		7,300,000
5 地方交付税	148,100,000	3,785,859	151,885,859
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	3,557,492	1,417,993	4,975,485
8 使用料及び手数料	10,056,213		10,056,213

9 国庫支出金	98,424,944	23,689,965	122,114,909
10 財産収入	1,596,741		1,596,741
11 寄附金	60,786		60,786
12 繰入金	39,642,773	16,982	39,659,755
13 繰越金	1,995,241	1,795,481	3,790,722
14 諸収入	166,282,100		166,282,100
15 県債	67,451,000	17,324,000	84,775,000
合計	945,495,290	48,030,280	993,525,570

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,468,111	13,428	1,481,539
2 総務費	42,502,962	722,044	43,225,006
3 民生費	113,940,580	1,105,493	115,046,073
4 衛生費	75,291,020	181,168	75,472,188
5 労働費	2,082,523	35,071	2,117,594
6 農林水産業費	39,485,284	8,401,805	47,887,089
7 商工費	156,853,192	648,471	157,501,663
8 土木費	82,998,105	31,780,465	114,778,570
9 警察費	46,466,883	932,703	47,399,586
10 教育費	179,109,991	3,957,328	183,067,319
11 災害復旧費	2,577,742	252,304	2,830,046
12 公債費	98,347,697		98,347,697
13 諸支出金	103,871,200		103,871,200
14 予備費	500,000		500,000
合計	945,495,290	48,030,280	993,525,570

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 職員費	196,192,023	5,235,302	201,427,325
2 公共事業費	58,944,402	36,327,412	95,271,814
3 建設事業費	64,132,552	2,576,862	66,709,414
4 公債償還費	98,347,697		98,347,697
5 主要義務費	140,000,197	429,704	140,429,901
6 税交付金等	103,871,200		103,871,200
7 一般行政費	104,573,450	750,343	105,323,793

8 受託事務費	2,352,367	8,071	2,360,438
9 県単補助金	18,462,027	1,554,553	20,016,580
10 県単貸付金	150,623,603		150,623,603
11 災害復旧費	2,502,081		2,502,081
12 直轄事業負担金	5,493,691	1,148,033	6,641,724
合計	945,495,290	48,030,280	993,525,570

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
〔経営管理部〕 1 私立学校エネルギー 価格高騰対策支援 事業費	16,775	私立学校における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 11,986 → (補正後) 28,761 ・対象校 54校(小学校、中学校、高等学校、専修学校等)
2 私立学校給食費 保護者負担軽減 事業費	7,798	私立学校における給食食材費の高騰分に対する助成 ・対象校 3校(小学校、中学校)
〔生活文化スポーツ部〕 3 消費者行政活性化 推進事業費	6,300	消費者啓発の推進に要する経費の補正 (補正前) 49,913 → (補正後) 56,213 ・事業内容 悪質商法の被害防止に向けた啓発
〔保健福祉部〕 4 看護師養成施設等 エネルギー価格高騰 対策支援事業費	463	看護師養成施設等における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 309 → (補正後) 772 ・対象施設 12施設(看護師養成施設、准看護師養成施設、歯科衛生士養成施設、介護福祉士養成施設)
5 介護テクノロジー 定着支援事業費	160,000	介護事業所等における介護ロボットやICT機器等の導入及び定着に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 333,500 → (補正後) 493,500 ・事業主体 介護事業所・介護施設等 ・補助率 3/4(国3/5、県3/20) 1 介護ロボット機器等の導入支援費 53,500 ・補助限度額 100万円/台(移乗支援(装着型・非装着型)、入浴支援) ・補助限度額 30万円/台(上記以外) 2 ICT機器等の導入支援費 52,000 ・補助限度額 職員数1~10名 100万円 11~20名 160万円 21~30名 200万円 31名以上 260万円 3 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援費 50,000 ・補助限度額 1,000万円/事業所 4 導入支援と一体的に行う業務改善支援費 4,500

		・補助限度額 45万円/事業所
6 高齢者施設非常用 自家発電設備等整備 支 援 事 業 費	226,875	高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備への助成 ・補助率 3/4 (国1/2、県1/4)
7 障害者福祉施設整備 助 成 費	262,640	障害者福祉施設の整備への助成に要する経費の補正 (補正前) 333,728 → (補正後) 596,368 ・補助率 3/4 (国1/2、県1/4) 1 共同生活援助事業所 117,050 2 放課後等デイサービス事業所 3,090 3 非常用自家発電設備 142,500
8 障害者支援施設等 ロボット等導入支援 事 業 費	14,261	障害者支援施設等における日常生活支援ロボット等の導入に 対する助成 ・補助率 3/4 (国1/2、県1/4)
9 保 育 施 設 等 エネルギー価格等 高騰対策支援事業費	47,576	保育施設等における電気料金等の高騰分に対する助成に要す る経費の補正 (補正前) 30,024 → (補正後) 77,600 1 保育施設等物価高騰対策支援事業費 39,660 ・補助額 6千円/定員 (児童養護施設等) 40千円/施設 (私立幼稚園、認定こども園等) 2千円/施設 (里親) 2 保育施設等車両燃料費高騰対策事業費 2,796 ・補助額 6千円/台 (私立幼稚園、認定こども園等) 3 児童養護施設等食材料費高騰対策支援事業費 5,120 ・補助額 6.4千円/定員 (児童養護施設等)
10 私立幼稚園等給食費 保 護 者 負 担 軽 減 事 業 費	232,778	私立幼稚園等における給食食材費の高騰分に対する助成 ・対象施設 731施設 (私立幼稚園、認定こども園、私立保 育所等)
[環境森林部] 11 林業・木材産業体質 強 化 事 業 費	872,002	県が策定した「体質強化・花粉削減計画」に基づく川上から 川下までの生産性向上等に要する経費 1 林業・木材産業国際競争力強化総合対策事業費 549,175 ・事業主体 製材事業者、森林組合等 ・補 助 率 1/2 以内 (間伐及び路網整備は定額) (1)間伐材生産力強化事業費 244,000 (2)路網整備事業費 56,000 (3)高性能林業機械整備事業費 24,175 (4)木材加工流通施設等整備事業費 225,000 2 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策事業費 101,845 (1)木質バイオマスエネルギー転換促進施設整備事業費 90,000 ・事業主体 製材事業者等 ・補 助 率 1/2 以内 (2)特用林産生産資材高騰対策事業費 11,845 ・事業主体 きのこ生産者 ・補助対象 次期生産に必要な資材の購入 ・補 助 率 定額

		<p>3花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業費 220,982</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 製材事業者、森林組合等 ・補助率 1/2以内(路網整備は定額) <p>(1)路網整備事業費 100,000 (2)高性能林業機械整備事業費 23,482 (3)木材加工流通施設等整備事業費 97,500</p>
〔産業労働観光部〕 12LPガス料金激変緩和対策事業費	402,000	<p>一般家庭等のLPガス料金の高騰分に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 463,000 → (補正後) 865,000</p> <p>1 LPガス料金激変緩和対策補助金 369,600</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 LPガス販売業者 ・補助額 660円/世帯・者 <p>2 支給事務費 32,400</p>
13価格転嫁環境整備事業費	3,388	<p>中小企業者等における円滑な価格転嫁の促進に向けた機運醸成に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 県内中小企業者等における価格交渉の成功例等をまとめた好事例集の作成
14特別高圧受電中小企業等支援事業費	48,000	<p>特別高圧の電気料金の高騰により影響を受ける中小企業者等に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 88,000 → (補正後) 136,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 特別高圧で受電する中小企業者、商業施設等運営企業、工業団地協同組合 ・補助期間 令和7(2025)年1月～3月 ・補助額 1～2月分 1.3円/kWh 3月分 0.7円/kWh
15物価高騰関連専門家派遣事業費	3,485	<p>中小企業者等への専門家派遣による経営再建支援に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 専門家派遣による相談、金融機関等との調整支援
〔農政部〕 16とちぎの水産業飼料高騰緊急支援事業費	1,553	<p>飼料価格の高騰により影響を受ける養殖漁業者に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 3,198 → (補正後) 4,751</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 配合飼料の価格高騰相当分から漁業経営セーフティネット制度による補填額を控除した額 ・補助率 1/2以内
17とちぎの漁業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費	5,873	<p>電気料金の高騰により影響を受ける養殖漁業者に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 3,369 → (補正後) 9,242</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 電気料金の価格高騰相当分 ・補助率 1/2以内
18新規就農者経営発展緊急支援事業費	142,500	<p>物価高騰の影響を受ける新規就農者の機械導入等に対する助成</p> <p>1 世代交代円滑化タイプ 52,500</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 農業用施設等の修繕等の経営資源の有効利用や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取

		組、農業用機械・施設の導入等 ・補助率 (ソフト) 国1/3 (ハード) 国1/2、県1/4 2 初期投資促進タイプ 90,000 ・補助対象 農業用機械・施設の導入等 ・補助率 国1/2、県1/4
19 担い手確保・経営強化支援事業費	300,000	先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手が行う農業用機械・施設の導入等に対する助成 ・補助対象 農業用機械・施設の導入等 ・補助率 1/2 以内
20 競争力強化生産総合対策費	216,500	産地の競争力強化を目的とした共同利用施設の整備等に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 1,811,824 → (補正後) 2,028,324 1 産地生産基盤パワーアップ事業費 105,000 ・事業主体 農業協同組合、農業者等 ・補助率 1/2 2 園芸用ハウス事業継続強化対策事業費 20,500 ・事業内容 農業用ハウスの補強、非常用電源・融雪装置等の整備に対する支援等 3 農業支援サービス事業緊急拡大支援事業費 91,000 ・事業内容 農業支援サービスの展開に必要なスマート農業機械等の導入に対する支援等
21 県産小麦・大豆供給力強化事業費	256,349	県産小麦・大豆の生産性向上や増産に対する助成 ・事業主体 生産者団体等 ・補助対象 団地化に向けた産地検討会の実施、安定多収技術の導入、増産に必要な機械の導入等 ・補助率 (ソフト) 定額、(ハード) 1/2
22 畑作物本作化推進事業費	117,642	水田における畑作物の本作化に向けた取組等に対する助成 1 畑作物産地形成促進事務費 5,000 ・事業主体 市町、地域農業再生協議会等 ・補助対象 麦・大豆、高収益作物等の導入・定着のための低コスト生産等の取組に係る事務費 ・補助率 定額 2 転換作物定着促進事業費 112,642 ・事業主体 市町、地域農業再生協議会等 ・補助対象 団地化に向けた関係者間の農地利用調整、畑地化協力金等 ・補助率 定額
23 飼料高騰対策緊急支援事業費	308,612	飼料価格の高騰により影響を受ける畜産農家に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 647,170 → (補正後) 955,782 ・補助対象 粗飼料価格高騰相当分 ・補助率 乳用牛 4,600円/頭 肉用牛 650円/頭
24 食肉流通安定化物価高騰対策事業費	13,914	(株) 栃木県畜産公社における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費の補正

		(補正前) 10,294 → (補正後) 24,208 ・補助率 1/2 以内
25畜産環境対策総合支援事業費	200,000	家畜ふん堆肥の高品質化等に必要施設の整備等に対する助成 ・事業主体 協議会等 ・補助対象 高品質堆肥の製造や流通等に係る処理施設等の整備 ・補助率 1/2
[県土整備部] 26地域公共交通等支援事業費	200,000	燃料価格の高騰により影響を受ける地域公共交通事業者等に対する支援金の支給に要する経費の補正 (補正前) 179,300 → (補正後) 379,300 1 タクシー・貸切バス事業者支援事業費 137,000 ・補助対象者 タクシー事業者、貸切バス事業者 ・補助率 28千円/台(タクシー) 95千円/台(貸切バス) 2 路線バス運行支援事業費 63,000 ・補助対象者 路線バス事業者 ・補助率 150千円/台
27貨物自動車運送事業者緊急支援事業費	245,500	燃料価格の高騰により影響を受ける県内貨物自動車運送事業者に対する支援金の支給に要する経費の補正 (補正前) 205,260 → (補正後) 450,760 1 支援金 240,000 ・補助額 12千円/台(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業) ・補助上限 100台/事業者 2 支給事務費 5,500
[教育委員会事務局] 28県立学校給食費保護者負担軽減事業費	17,842	県立学校における給食食材費の高騰分に対する助成 ・対象校 19校(特別支援学校、高等学校(夜間定時制))
[共通事項] 29公共事業費	36,327,412	1 環境森林部 767,335 (補正前) 4,434,541 → (補正後) 5,201,876 ・治山 322,302 ・林道 3,109 ・森林整備 313,654 ・自然公園等 128,000 ・その他 270 2 農政部 4,923,252 (補正前) 8,696,886 → (補正後) 13,620,138 ・土地改良 3 県土整備部 30,636,825 (補正前) 45,812,975 → (補正後) 76,449,800 ・道路 18,715,478 ・河川・砂防 9,270,400

		・都市計画	2,650,407
		・住宅	540

2 令和6年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、補正予算の額は222万円の増額となり、既定予算が1,696億6,393万円であったので、補正後の予算総額は、1,696億6,615万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	48,791,377	1	48,791,378
2 国庫支出金	46,701,793		46,701,793
3 財産収入	536		536
4 繰入金	13,547,921	2,219	13,550,140
6 諸収入	60,622,303		60,622,303
合計	169,663,930	2,220	169,666,150

(2) 歳出 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 国民健康保険事業費	169,663,930	2,220	169,666,150
合計	169,663,930	2,220	169,666,150

3 令和6年度栃木県営林事業特別会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、補正予算の額は147万円の増額となり、既定予算が3億4,802万円であったので、補正後の予算総額は、3億4,949万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 使用料及び手数料	11,627		11,627
2 国庫支出金	19,991		19,991
3 財産収入	72,550		72,550
4 繰入金	194,392	1,470	195,862
5 繰越金	47,466		47,466
6 諸収入	1,994		1,994
合計	348,020	1,470	349,490

(2) 歳出 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県営林事業費	177,669	1,470	179,139

2	公債費	170,051		170,051
3	予備費	300		300
	合計	348,020	1,470	349,490

4 令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、補正予算の額は35万円の増額となり、既定予算が3,714万円であったので、補正後の予算総額は、3,749万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	6		6
2 繰越金	24,899	350	25,249
3 諸収入	12,235		12,235
合計	37,140	350	37,490

(2) 歳出 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 中小企業高度化等資金貸付事業費	19,060	350	19,410
2 公債費	18,080		18,080
合計	37,140	350	37,490

5 令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	9,789,000		9,789,000	9,445,000	3,420	9,448,420
資本的収支	3,175,000		3,175,000	4,089,000	3,660	4,092,660
計	12,964,000		12,964,000	13,534,000	7,080	13,541,080

6 令和6年度栃木県電気事業会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	3,797,000		3,797,000	3,252,380	14,720	3,267,100
資本的収支	166,000		166,000	1,734,740	2,410	1,737,150
計	3,963,000		3,963,000	4,987,120	17,130	5,004,250

7 令和6年度栃木県水道事業会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,044,000		2,044,000	1,955,620	7,930	1,963,550
資本的収支	46,000		46,000	861,200		861,200
計	2,090,000		2,090,000	2,816,820	7,930	2,824,750

8 令和6年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	906,000		906,000	1,028,480	1,900	1,030,380
資本的収支	9,000		9,000	228,800		228,800
計	915,000		915,000	1,257,280	1,900	1,259,180

9 令和6年度栃木県用地造成事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	28,000		28,000	137,000	2,530	139,530
資本的収支	2,513,000		2,513,000	2,543,000	1,980	2,544,980
計	2,541,000		2,541,000	2,680,000	4,510	2,684,510

10 令和6年度栃木県施設管理事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	461,000	5,520	466,520	425,000	5,810	430,810
資本的収支	13,000		13,000	65,000		65,000
計	474,000	5,520	479,520	490,000	5,810	495,810

(財政課)

栃木県告示第7号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年1月10日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092600016	社会福祉法人 パステル	小山市大字乙女625番地2	多機能型事業所 C S Wおとめ	小山市大字乙女625番地2	令和6(2024)年12月19日	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
092600017	社会福祉法人 パステル	小山市大字乙女625番地2	共同生活援助事業所 思川桜	小山市大字乙女625番地2	令和6(2024)年12月19日	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

(障害福祉課)

栃木県告示第8号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7(2025)年1月10日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
栃木県森林組合連合会	大田原市須賀川の一部	大田原市須賀川の一部(須賀川B地区)の地籍図及び地籍簿	令和6(2024)年12月20日

(森林整備課)

栃木県告示第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、令和2年3月10日栃木県告示第86号宇都宮都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7(2025)年1月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業3・4・102号 宇都宮日光線(一条)及び3・3・1号 鹿沼宇都宮線
- 3 事業施行期間
平成20(2008)年12月12日~令和12(2030)年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

栃木県告示第10号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7(2025)年1月10日

栃木県知事 福田 富一

1 起業者の名称

小山市

2 事業の種類

新小山市立博物館・間々田のじゃがまいた伝承館複合施設整備事業

(1) 収用の部分

栃木県小山市大字間々田字牧ノ内地内

(2) 使用の部分

なし

3 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

新小山市立博物館・間々田のじゃがまいた伝承館複合施設整備事業（以下、「本件事業」という。）は、小山市が博物館と間々田のじゃがまいた伝承館の複合施設を整備する事業であり、法第3条第22号に掲げる社会教育法による博物館及び、同条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

小山市は、「新小山市立博物館整備基本構想」及び「間々田のじゃがまいた伝承館整備基本計画」を策定し、本件事業に係る予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

小山市立博物館（以下、「現博物館」という。）は、昭和58（1983）年に開館した社会教育施設であり、小山市における郷土の歴史及び文化の拠点の役割を担っている。

現博物館の建物は狭あいであり、企画展示室及び常設展示室の面積不足が生じているため、収集・保管している資料を展示に活用しきれていない。また、収蔵庫の面積も不足しているため、庫内の通路のほか、本来史資料を保存するために設計されていない諸室もその保管場所となっており、その保存状態が悪化することが危惧されている。さらに、令和4（2022）年4月に博物館法（昭和26年法律第285号）が改正され、「成果の活用、関係機関との連携協力による文化観光など地域の活力の向上に寄与」することが努力義務化されるなど、現代の社会動向に応じた博物館のあり方が求められている。しかし、現博物館では、成果の活用、地域・関係機関との連携強化のために、多目的に利用できるスペースが十分に確保できておらず、法改正をはじめとした、現代の社会動向の変化に柔軟に対応することが困難になっている。

また、現博物館は、開館から40年以上が経過しており、施設全体で老朽化が進んでいることに加え、浸水想定区域内に位置しており、貴重な史資料が浸水被害を受けることが危惧されている。

小山市間々田地区には、伝統行事「間々田のじゃがまいた」（以下、「じゃがまいた」という。）があり、平成23（2011）年3月9日には、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、平成31（2019）年3月28日には、「重要無形民俗文化財」に指定されている。しかし、少子高齢化や人口減少による担い手不足のため、じゃがまいたへの理解度の低下や参加者数の減少が進んでいることに加え、開催日以外ではじゃがまいたに触れる機会がないことから、技術の保存や後世への伝承が困難な状況になっている。

現在、じゃがまいたの技術を有する世代では高齢化が進んでおり、将来の担い手である子どもや若者がじゃがまいたについて学ぶ機会が減少することで、じゃがまいたに対する理解度が低下することが危惧されている。

また、じゃがまいたの開催日以外は、じゃがまいたに触れる機会がないため、地域の人々だけでな

く、市内外の人々も貴重な文化財としての価値を日常的に学習できる場が求められている。

本件事業の完成により、建物が狭あいであること、施設の老朽化が進んでいること、浸水想定区域に立地していることといった、現博物館の抱える施設面での課題が解消され、社会動向やニーズの変化に対応できる、これからの小山市に必要な博物館の実現に寄与するものと認められる。また、じゃがまたへの理解度の低下や参加者数の減少が進んでいること、開催日以外にじゃがまたに触れる機会がないことといった課題の解消により、じゃがまたの技術の保存や後世への伝承に寄与するものと認められる。さらに、2つの施設を一体的に整備することで、建設費や施設の維持管理費を削減し、来館者が2つの施設を同時に見学できることにより、来館者の学びの範囲が広がることにも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の対象外であるが、小山市が希少動植物の有無の確認のため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、本件事業の起業地は埋蔵文化財包蔵地ではないが、施工中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、小山市文化振興課文化財係と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地について、3箇所の候補地を比較検討した結果、じゃがまたの開催本拠地である間々田八幡宮への近接性、接道状況、用地取得費用等社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、申請地が最も合理的であるとして選定されている。

以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べた本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア (3)アで述べたように、現博物館は、建物が狭あいであること、施設の老朽化が進んでいること、浸水想定区域に立地していることといった様々な課題を抱えている。また、じゃがまたでは、技術の保存や後世への伝承が困難な状況になっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小山市役所教育委員会事務局文化振興課

(用地課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、利根川水系土地改良調査管理事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年1月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
栃木県那須塩原市鳴内及び上大貫地内
- 3 作業期間
令和6（2024）年11月19日から令和7（2025）年3月10日まで

○公共測量の終了

令和5（2023）年12月19日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小山市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年1月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量 修正測量 数値地図情報レベル2500 138.00km²
- 2 作業地域
小山市全域
- 3 作業期間
令和5（2023）年9月11日から令和6（2024）年12月20日まで

（監理課）

○都市計画決定図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和6（2024）年12月24日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（静戸中央東地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和7（2025）年1月10日

栃木県知事 福田 富一

（都市政策課）